

川根本町斎場建設工事基本設計業務公募型プロポーザル
に関する質問回答書

令和5年6月23日

No.	実施要領のページ	質問内容	回答
1	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	参加表明書（様式1）について意匠のみの設計事務所でも協力事務所で構造、電気、機械の主任技術者を入れれば参加可能という認識でよろしかったでしょうか。	協力事務所がある場合は（様式7）を作成し提出してください。技術提案書提出要請者とするかは、一次審査（資格審査）で審査を行い判断します。
2	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	参加表明書（様式3-1）内の過去の受賞歴は新築に限りますか。	新築だけでなく、増築、改築を含めても構いませんが、判断は委員会で行います。
3	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	参加表明書（様式3-2）内の過去の自信作は葬祭場に限りますか。もしくは新築に限りますか。	自信作は斎場（葬祭場）に限りません。新築だけでなく、増築、改築を含めても構いませんが、判断は委員会で行います。
4	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	参加表明書（様式4-1）（様式4-2）については意匠のみの提出でよろしかったでしょうか。	（様式4-1）に関しては、建築（意匠）だけでなく、建築（構造）、電気設備、機械設備担当者の提出も必要です。 （様式4-2）に関しては 建築（意匠）担当主任技術者のみで結構です。
5	実施要領 p.4 VI設計業務委託契約	造成設計についても基本設計に含まれるという理解でよいでしょうか。	造成設計に関しては実施設計となりますので、対応できる技術者を配置してください。
6	実施要領 p.2 III参加者の資格要件	協力事務所は入札資格者に登録されていなくても問題ないでしょうか。	協力事務所がある場合は（様式7）を作成し提出してください。入札参加資格者名簿に登録されていなくても構いません。

7	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	プロポーザル計画概要及び技術提案書等作成要領p.3の3のイ「川根本町斎場建設工事基本設計業務選定プロポーザル実施要領」Ⅲ-1⑤に該当する実績は、3件以内記載する。とあるがプロポーザル実施要綱にⅢ-1(5)がありません。どこに該当する記載でしょうか。	参加条件から実績部分を削除したので、イ「川根本町斎場建設工事基本設計業務選定プロポーザル実施要領」Ⅲ-1(5)に該当する実績は、3件以内記載するは誤記として、削除してください。
8	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	事務所の業務実績（様式2）にある類似施設の条件はありますでしょうか。（アでは類似施設・ウでは公共施設となっている）	ア 斎場と類似施設の実績を記載するを、斎場と類似する実績を優先的に記載するとしてください。類似施設は、葬儀式場、集会施設、納骨堂、宗教施設関連としてください。
9	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	様式1について、配置予定技術者の資格（経験年数）は資格取得からの年数を記載する理解で良いでしょうか。	貴社の見解のとおりです。
10	実施要領 p.4 VI設計業務委託契約	業務内容の積算業務について、工事費概算算出程度という理解で良いでしょうか。	建物に関しては、工事費概算程度としますが、造成工事に関しては、内訳書の作成までとしますので、担当できる技術者（協力事務所を含む）を配置してください。
11	その他	「川根本町斎場再整備基本構想」を公表いただけますでしょうか。	川根本町斎場再整備基本構想の内容は、実施要領に記載されております。
12	実施要領 p.2 Ⅲ参加者の資格要件	当社は貴役場様への指名参加願いは、本社より委任を受け、委任事務所で提出しています。しかし、委任事務所は一級建築士事務所登録が無く、本社の一級建築士事務所で、貴役場様へ指名願いを提出し、受理をいただいています。今回の業務は、会社が一級建築主事務所の登録を行っていただければ参加可能でしょうか。ご教授をお願いします。	今回の業務の参加に関しては、会社が一級建築士事務所の登録を行っていただければ参加可能です。
13	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	建築士事務所登録申請書の表紙及び所属建築士名簿のページの写しは、会社全体としてとらえれば良いでしょうか。ご教授をお願いします。	建築士事務所登録申請書の表紙及び所属建築士名簿の写しは、会社全体としてとらえて結構です。

14	参加表明書等作成要領 p.3 2 業務実施上の条件	電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者は兼任が可能でしょうか。	電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者と兼任は可能とします。
15	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	「川根本町斎場建設工事基本設計業務選定プロポーサル実施要領」Ⅲ-1(5)に該当する項目が、公募型プロポーザル実施要領上で見当りませんので、開示頂くことは可能でしょうか。	参加条件から実績部分を削除したので、「川根本町斎場建設工事 基本設計業務選定プロポーザル実施要領」Ⅲ-1(5)に該当する実績は、3件以内記載するは誤記として、削除してください。
16	参加表明書等作成要領 p.3(1) 配布する資料	測量図がございましたら添付いただけますでしょうか。	これから測量を行う予定となっているため、提供できる測量図はございません。
17	実施要領 p.4 VI設計業務委託契約	地質調査が業務に含まれますが、見込まれている調査内容を開示していただけますでしょうか。	現時点では、建物位置も確定していないため、地盤調査の内容も確定しておりません。既設斎場等の資料が活用できる場合は活用し、必要に応じて調査を行う形を予定しております。
18	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	JVでの参加は可能でしょうか。また、参加が可能な場合、構成員全てが参加資格条件を満たしていることが必須でしょうか。	単独でない場合は、協力事務所としてください。協力事務所がある場合は（様式7）を作成し提出してください。建築（意匠）担当業務分野は、再委託できません。協力事務所につきましては、下記が条件となります。（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。（4）川根本町が管理する「川根本町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱」に基づく町長の指名停止の措置を受けていないこと。
19	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	管理技術者の実績において、前職の斎場設計実績を記載することは可能でしょうか。	前職の斎場設計実績を記載することは可能とします。
20	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	事務所の業務実績において、添付する契約書の写しを確認申請書に代替することは可能でしょうか？	契約書の写しが無い場合は、確認申請書に代替してもかまいません。

21	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	様式1の2建築士事務所登録（登録番号、登録年月日、所属する一級建築士の人数など）は本社の記入で宜しいですか。或いは本業務を担当する事務所のものでしょうか。	建築士事務所登録申請書の表紙及び所属建築士名簿の写しは、会社全体としてとらえて結構です。
22	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	様式3-1 ⑤類似施設とは公共施設と考えて宜しいですか。用途・規模等の条件はございますか	ア 斎場と類似施設の実績を記載するを、斎場と類似する実績を優先的に記載するとしてください。類似施設は、葬儀式場、集会施設、納骨堂、宗教施設関連としてください。
23	実施要領 p.2 III参加者の資格要件	「名簿に登録がない事業者は、一般競争参加資格審査申請書を提出すること」とありますが、参加表明書類と一緒に提出でよろしいでしょうか。	貴社の見解のとおりです。
24	実施要領 p.3 V手続き2参加表明書の提出	「持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。受付期限までに必着）による。」とありますが宅急便は認められますでしょうか。	持参出来ない場合は、郵送とし配達証明付き書留郵便としてください。
25	実施要領 p.4 VI設計業務委託契約5火葬炉業者	受付期間内に質問書を事務局に提出とありますが、この受付期間内とは、参加資格および技術提案書に関する事項についての質問受付期間を指しておりますでしょうか。	技術提案書に関する事項 となりますので、質問がある場合は、令和5年7月5日(水) 17時までに提出してください。
26	様式2-7	右上の参加表明者名の記載欄には、様式1に記載する「商号又は名称」を記載すればよろしいでしょうか。	貴社の見解のとおりです。
27	様式2 事務所の業務実績業務名(電話)	(電話)は、発注者の代表電話番号でしょうか。あるいは完成した施設の代表電話番号でしょうか。	発注者の代表電話番号を記入してください。
28	様式1 1配置予定技術者	電気設備担当主任技術者が1級建築士を保有しない場合、建築設備士など他の保有資格の内のいずれか1つを記載するということでもよろしいでしょうか。また、設備主任か設備設計一級建築士と一級建築士の両方を保有する場合、設備設計一級建築士のみの記載でもよろしいでしょうか。	貴社の見解のとおりです。

29	様式2 事務所の 業務実績	「ア齋場と類似施設の実績を記載する。」 「ウ齋場の実績を上段に、公共施設を下段 に記載する。」について、発注者は民間で すが一般に開放しており公共性もある教会 は業務実績として記載してもよろしいで しょうか。	記載しても問題ありません。
30	様式3-1 管理技術 者の経歴等	発注者は民間ですが一般に開放しており公 共性もある教会は実績として記載してもよ ろしいでしょうか。	記載しても問題ありません。
31	技術提案書等作成 要領 p.3 参加表明書等 作成要領	「提出部数8部（様式1のみ1部）」とあり ますが、正本・副本の区別はありますでし ょうか。また区別する場合、副本において 各様式石上の参加表明者名及び参加者が特 定され得る企業名、個人名について黒塗等 をする必要はありますでしょうか。	正本・副本の区別はございません。
32	実施要領 p.3 V 手続き(5) 提出期限	様式7についても、参加表明と共に提出と いうことでよろしいでしょうか。	貴社の見解のとおりです。
33	技術提案書等作成 要領 p.3 参加表明書等 作成要領（様式1 ～6）	文中に「Ⅲ-1(5)に該当する実績」とあり ますが、該当の項目が見当たりません。	参加条件から実績部分を削除したので、イ 「川根本町齋場建設工事 基本設計業務選定 プロポーザル実施要領」Ⅲ-1(5)に該当す る実績は、3件以内記載するは誤記とし て、削除してください。
34	技術提案書等作成 要領 p.3 参加表明書等 作成要領（様式1 ～6）	齋場または公共施設に限りますでし ょうか。また、類似施設にはどういったもの が含まれますでしょうか。	ア 齋場と類似施設の実績を記載するを、齋 場と類似する実績を優先的に記載するとし てください。類似施設は、葬儀式場、集会 施設、納骨堂、宗教施設関連としてくださ い。
35	技術提案書等作成 要領 p.3 参加表明書等 作成要領（様式1 ～6）	齋場、公共施設の実績が参加資格として必 須となりますでしょうか。	齋場、公共施設の実績が無くても参加でき ますが、技術提案書提出要請者とするか は、一次審査（資格審査）で審査を行い判 断します。

36	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	ア 斎場と類似用途の実績について、類似用途に「宗教施設」は含まれるますでしょうか。また、確認申請上の用途区分として集会場と判断し、公民館などを含んでもよいでしょうか。また、斎場を産業施設として分類した場合、商業施設を含んでもよいでしょうか。	ア 斎場と類似施設の実績を記載するを、斎場と類似する実績を優先的に記載するとしてください。類似施設は、葬儀式場、集会施設、納骨堂、宗教施設関連としてください。
37	様式3-2、4-2、5、6	様式3-2、4-2、5、6の配布資料にある黒枠を消してもよいでしょうか。	黒枠は残し、その中で表現してください。
38	実施要領 p.2 III参加者の資格要件	資格要件として、管理建築士のみ1級建築士が必要で、他の技術者については特に資格要件はないという判断で間違いないでしょうか。	管理建築士のみ1級建築士が必要で、他の技術者については特に資格要件は必要ありませんが、技術提案書提出要請者とするかは、一次審査（資格審査）で審査を行い判断します。
39	様式1 1配置予定技術者	配置予定技術者の建築士免許証の写しとありますが、こちらは参加表明書等作成要領2業務実施上の条件から、管理技術者のみで問題ないでしょうか。または1で記載している配置予定技術者全員についてでしょうか。	管理建築士のみ建築士免許証の写しでも構いませんが、技術提案書提出要請者とするかは、一次審査（資格審査）で審査を行い判断します。
40	様式3-1、4-1の⑦について	建築CPD制度に登録していない場合は、無記入での提出で問題ないでしょうか。	無記入でも構いません。
41	実施要領 p.2 III参加者の資格要件	「1配置予定技術者の欄に記載される技術者の一級建築士免許証（写）」を添付するようご指示がありますが、意匠、構造、電気設備、機械設備の各担当主任術者が一級建築士の資格を取得している必要はないと考えてよろしいでしょうか。また、その他の資格について記載することは可能でしょうか。その際、資格証の添付が必要でしょうか。	管理建築士のみ1級建築士が必要で、他の技術者については特に資格要件は必要ありませんが、技術提案書提出要請者とするかは、一次審査（資格審査）で審査を行い判断します。
42	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	「川根本町斎場建設工事基本設計業務選定プロポーザル実施要領」III-1⑤に該当する実績は、3件以内記載する」とありますが、実施要領III-1には⑤がありません。様式1の3に記載する実績に条件等がございましたらご教示ください。	参加条件から実績部分を削除したので、「川根本町斎場建設工事基本設計業務選定プロポーザル実施要領」III-1(5)に該当する実績は、3件以内記載するは誤記として、削除してください。

43	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	様式3-1⑤、様式4-1⑥に記載の「類似施設」とは、具体的に指す条件があればご教示ください。公共施設であれば記載可能と考えてよろしいでしょうか。	ア 斎場と類似施設の実績を記載するを、斎場と類似する実績を優先的に記載するとしてください。類似施設は、葬儀式場、集会施設、納骨堂、宗教施設関連としてください。
44	様式3-1、様式4-1	様式3-1、様式4-1に記載する実績は、過去に技術者が所属していた前職での実績を記載してもよろしいでしょうか。また、基本設計の実績の記載も可能でしょうか。	前職での実績を記載しても結構です。基本設計の実績も記載可能とします。
45	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	建築（担当主任技術者）は一級建築士資格等、資格要件はないものと考えてよいでしょうか。	管理建築士のみ1級建築士が必要で、他の技術者については特に資格要件は必要ありませんが、技術提案書提出要請者とするかは、一次審査（資格審査）で審査を行い判断します。
46	技術提案書等作成要領 p.3 参加表明書等作成要領（様式1～6）	「川根本町斎場建設工事基本設計業務選定プロポーザル実施要領」Ⅲ-1⑤に該当する実績は、3件以内記載する」とありますが、公募型プロポーザル実施要領Ⅲ参加者の(P.2)資格要件-1参加資格には(5)の記載がなく、様式内にも実績3件を記載する記入欄がないことから、参加資格に実績の要件はないものと考えて良いでしょうか。また、それに伴い実績3件の記載はしないものと考えて良いでしょうか。	参加条件から実績部分を削除したので、「川根本町斎場建設工事基本設計業務選定プロポーザル実施要領」Ⅲ-1(5)に該当する実績は、3件以内記載するは誤記として、削除してください。

(質問内容は原文のまま掲載しています。)